

令和8年度 知内町空家等リフォーム・購入支援事業

新たに空家等を購入し、リフォームを実施する際の経費の一部を補助します。

補助額

空家等の購入：対象経費の1/2（上限100万円）

リフォーム等：対象経費の1/2（上限200万円）

※補助金の交付は、同一所有者等及び空家等に対してリフォーム支援1回購入支援1回までとします。

※補助金額の合算した額が200万円を超えた場合は、200万円を補助金額とする。



補助金交付の対象となる空家等は、以下の条件のすべてを満たすものとします

- 居住の用に供する住宅として活用できるまたは見込まれる町内に存する空家等であること
- 概ね1年以上居住がないまたはその他の使用実績がないこと。または現状のままでは今後も居住または使用される見込みがないと町長が認めるもの。
- 権利に関する登記が済んでいる空家等であること。または空家等の取得後に表題登記及び権利登記を行うこと。
- 3親等以内の親族が所有する空家等でないこと

補助金交付の対象となる方は、以下の条件のいずれかに該当する必要があります

補助金の交付を受けることができるのは、次の(1)または(2)のいずれかに該当し、かつ(3)から(5)のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自らの居住のため空家等を購入し、1年以内にリフォームを行う者、若しくは、賃貸等による利活用を目的に空家等を購入し、1年以内にリフォームを行う町内に在住及び所在する個人並びに事業者等
- (2) 自らの居住のため空家等を購入する者。若しくは、賃貸等による利活用を目的に空家等を購入する個人並びに事業者等。
- (3) 補助対象者が属する世帯全員が町税等に滞納がない者
- (4) 知内町暴力団排除条例（平成25年6月27日知内町条例第23号）第2条第1号又は第2号及び第3号に規定する者ではない者
- (5) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者

補助金交付の対象となる経費は、次に該当する経費となります

リフォームに対する補助対象経費（補助金の上限額：200万円）

外装工事費 屋根、外壁等の改修

内装工事費 内壁、床（畳）、天井、クロス張替等の改修

建具工事費 戸、襖、障子、冊子等の改修

設備工事費 電気設備（照明器具交換含む。）、空調設備、ガス設備等の改修

給排水工事費 台所、洗面、便所、浴室等の改修

その他工事費 町長が必要と認める改修

※補助対象経費となる改修工事等は、知内町内に本店又は営業所等を有する事業者等に依頼しなければならない。

空家等の購入に対する補助対象経費（補助金の上限額：100万円）

補助対象空家等の購入に直接係る費用として町長が認めるもの

取得した空家等の表題登記及び権利登記に係る費用として町長が認めるもの

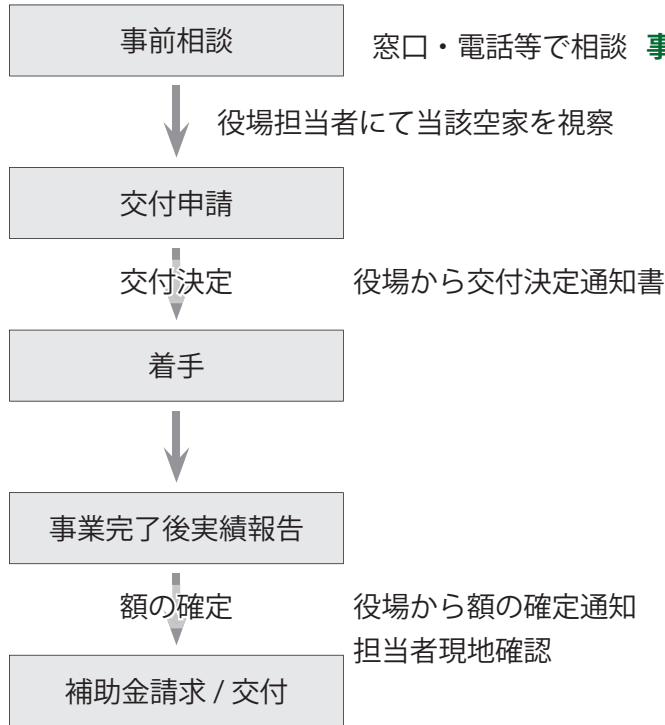
受付は先着順です。予算上限に達した時点で終了となりますのでご了承ください。



次に該当する経費は、補助の対象とはなりません。

- 家具やその他の消耗品又は備品の購入及び設置に要する経費
- 外構、車庫、倉庫等の改修工事の経費
- 庭木の剪定及び除草等の経緯
- 前各号に掲げるもののほか、町長が補助対象と認めない経費

本事業にかかる基本的な流れ



申請・実績報告に必要な書類は以下のとおりです

交付申請

- 知内町空家等リフォーム・購入支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）
- 空家等の売買に係る契約書の写し等、購入後1年以内であることを証する書類
- 誓約書兼同意書（別記様式第2号）
- 改修工事等に要する費用の見積書
- 補助対象工事を実施する予定箇所の位置及び補助対象工事を実施する内容の詳細がわかる書類の写し
- 補助対象工事の予定箇所の現況写真
- 空家等に係る登記事項証明書又は固定資産家屋証明書の写し
- 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類等

実績報告

- 知内町空家等リフォーム・購入支援補助金実績報告書（別記様式第6号）
- 改修工事等に係わる工事請負契約書又は請書等の写し
- 補助対象工事を実施した箇所の位置及び補助対象工事を実施した内容の詳細がわかる書類の写し
- 補助対象工事費の支払が確認できる書類の写し
- 補助対象工事を実施した箇所の完成後の写真
- 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類

